

法律事務職員のみなさんへ

ご存じですか？ 事務職員能力認定制度

“いつでも、どこでも、何度でも” 無料で受けられる研修に。

法律事務所は、弁護士と事務職員が協同することで、より良い法的サービスを提供することが可能となります。そのため、事務職員も日々成長していくことが、法律事務所の発展につながります。

事務職員能力認定制度とは、法律事務所に勤務する事務職員が弁護士業務を補助するために必要な実体法及び手続法並びに弁護士倫理に関する知識を習得し、その能力を向上させることを目的として、2008年度から日弁連が実施している全国統一の事務職員研修及び認定試験のことです。

この間、事務職員研修の研修科目の充実を図り、より多くの事務職員がより受講しやすいように、制度の改善を重ねています。また、認定試験には多くの事務職員が挑戦しており、この12年間で、延べ4695人も事務職員が認定試験に合格して、この試験への挑戦を通じて培った実力を日常の業務において発揮して活躍しています。

このように事務職員のみなさまにとって、より有意義な制度にパワーアップされた事務職員能力認定制度を、まだ制度を利用したことのない方はもちろん、改めて学び直したいと思われる方についても、自己のスキルアップ・成長のために、是非、積極的に活用していただければ幸甚です。

Q1 研修の概要やテーマなどについて教えてください

A 1-1 体系化された研修です

講義内容に応じ初級・基本・応用＋番外編の3つの研修体系を整備！

法律事務所に入所したばかりの新人事務職員から経験豊富なベテラン事務職員まで、個々のレベルに合わせた受講が可能です。事務職員の育成プログラム、ブラッシュアップに活用できる研修制度です。

- (1) 初級研修…法律事務職員としての基礎的知識と心構えの研修（1年目）
- (2) 基本研修…法律事務全般の重要事項の研修（2～5年目程度）
- (3) 応用研修…特殊な分野・やや難易度の高い事項の研修（基本研修習得者）
- (4) 番外編…事務職員の実務に必要な法改正や新分野を扱った研修

A 1-2 eラーニングによる研修

全25の研修科目が（※基本及び応用研修。2021年度収録科目を含む）

“いつでも、どこでも、何度でも”受講することが可能になりました。

従来は、主に各地の弁護士会館における集合研修又はDVDを視聴する方法で実施していましたが、2021年度からは講義内容をライブラリ化し、eラーニングにより受講することが可能となりました。

これにより、時間・場所を問わず何度でも受講することができ、日頃の実務に必要なことがすぐに学べます。なお、研修科目は毎年新たに5科目程度を収録して、ライブラリを順次更新していく予定です。受講できるライブラリは、日弁連ホームページ法律事務職員ページ（「事務職員ページ」）でご確認ください。

受講を希望される場合、同ページのWEB申込受付画面からお申し込みください。折り返し、講義の視聴に必要なURLが記載されたメールが送信され、動画視聴が可能となります。

Q2 誰でも受講できるのですか？ 費用はかかりますか？

A2 事務職員等であれば誰でも受講OK！ しかも無料！

受講資格がある方は、法律事務所事務職員又は企業等で弁護士の下で法律事務に携わっている職員及び弁護士会員です（なお、事務職員等の受講には、勤務先弁護士の受講資格確認書の提出が必要となります。）。

したがって、法律事務所に入所して間もない事務職員であっても、自分のペースでどんどん視聴して知識を得ることが可能です。

受講料は無料です。安心して何度でも視聴することが可能です。

Q3 研修を受講した感想を教えてください



この研修を受けて少しずつ自信がついてきたと感じます。専門的な実務の理解も深まりました。

弁護士業務に貢献できることが増えました。依頼者の力になれていると思うとやりがいを感じます。

※能力認定研修受講者アンケートより

Q4 試験はいつ、どのように行われるのですか？

A4 試験は「毎年1回」，「各都道府県のテストセンター」で！

試験は、毎年1回実施されます。四肢択一・全60問を2時間で解くことになり、合格の目安は正答率7割程度とされています。

2020年度より通常のペーパー試験からコンピュータ試験方式（CBT方式）となりました。全国の指定されたテストセンターから試験会場を選択することができます。

2021年度の試験は、11月20日（土）に実施、受験申込みの受付期間は、8月3日（火）から9月17日（金）の予定です。その他各地の試験会場等の詳細は、事務職員ページで告知します。

なお、各試験会場とも定員制となっていますので、早めのお申込みをお勧めします。

Q5 出題範囲や受験資格等について教えてください

A5-1 基本研修及び応用研修の内容から幅広く出題

試験は、基本研修及び応用研修の内容から幅広く出題されます。ただし、事務職員研修で触れた内容に限りません。科目ごとの学習事項（事務職員ページをご参照ください。）が定められており、研修の講義で扱わなかった内容も含めて幅広い学習が必要となります。

なお、本制度に基づく研修及び試験には、日本弁護士補助職協会（JALAP）が発行する基本研修テキスト（上・下）、応用研修テキスト（1～7）が参考書籍とされていますので、これらを活用して学習することも推奨されます。

A5-2 事務職員であれば誰でも受験OK！

法律事務職員等であれば誰でも受験できます。研修の受講を受験の要件としていません。したがって、研修を受講していなくても試験への挑戦は可能です。

なお、受験料は有料です。詳細は、事務職員ページで告知します。

Q 6 試験に合格することのメリットは何ですか？

A 6 合格証書が発行され、合格者名簿に登載されます。

試験に合格すると合格証書が発行され、日弁連が管理する合格者名簿に登載されます。これにより、認定試験に合格した事実を証明することが可能となります。

何よりも合格からは、「自信が付いた。」「さらなる向上心につながった。」などといった声が多く寄せられています。

弁護士が能力を認めてくれるようになり、仕事の範囲が広がりました。自信が付き、やる気にも繋がりました。

実務に対する意識が高まりました。六法や実務書で確認しながら仕事をできるようになりました。



※能力認定試験合格者アンケートより

Q 7 弁護士の声を聞かせてください



認定研修を通じて、常に法的根拠を確かめる習慣を持つようになりました。手続のプロになることを期待します。

合格者の仕事の質の高さ、それにより弁護士の仕事の質が高まります。共に働くパートナーとして期待しています。

体系的な知識のある事務職員は、電話1本から顧客満足に差が出ます。こうした制度を活かして、あらゆる能力を高めて欲しいと思います。

当事務所では、認定試験合格者を対象とした昇給制度を創設しました。是非、励みにして試験に挑戦して欲しいと思っています。